

“地方自治”が否定されていく…

——私たち市民が作った条例がなくなる??——

2000年の「地方分権一括法」施行で、国と地方自治体は対等となり、“国の包括的な指揮監督権があり法令の解釈権についても地方自治体を拘束する制度である=「機関委任事務」はなくなり自治体の事務は“自治事務”と“法定受託事務”になりました。国からの文書は「通達」ではなく『通知』(技術的助言)となりました。

介護保険制度や各住民の住民基本台帳の仕事、そして住民への公共サービスを実行するうえで押さえておかなければならぬ個人情報の保護制度の“自治事務”には、それぞれの法律の下各自治体の“法自主解釈権”が認められ又条例制定権と自治の本旨が具体的に権利として認められ地方自治体が自主的に自治を推進させていくことが期待されているのです。

然るに、2021年5月「デジタル関連法」が成立し、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の中の個人情報保護法が改正され、来年2023年4/1が全面施行になります。国の個人情報保護委員会からは1975年以来これまで各自治体で作ってきた「個人情報保護条例」をすべて改正個人情報保護法の元一元化・リセットせよといった“ガイドライン”が出されています。各自治体の条例制定権も法自主解釈権も全面否定したガイドラインなのです。

鎌ヶ谷市の現行の個人情報保護条例で規定されている①個人情報は本人からの取得が原則②要配慮個人情報の取得・提供時に審議会の意見を聴いてから③個人情報の外部提供(オンライン結合など)については審議会の意見を聴いて判断など個人情報保護のためのチェック規定について、保護委員会のガイドラインでは「法に委託規定があかれていないもの、法と同じ内容で重複するものなので条例規定してはいけない」「してはいけない、許容されないに従わなかつた場合法違反と判断される可能性がある」と自治体の個別自主規定を禁止しています。

審議会についても「個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合に限って審議会に諮問できる」が「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について類型的に審議会へ諮問を要件とする条例を定めることは許容されない」と自治体の自主的保護施策を否定しています。

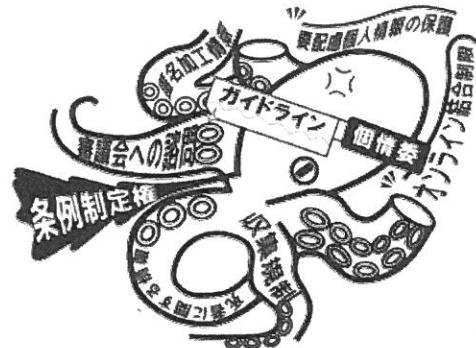
市民団体「民主と自治の会」が鎌ヶ谷市に申し入れた(2022年6/17)問い合わせ要請に対する回答(7/12)で

鎌ヶ谷市は

「憲法は地方自治の本旨を規定し(92条)、地方公共団体に条例制定権を保障しております(94条)。2000年から施行された地方分権一括法によって地方自治体に法令の自主解釈権があると捉えてあります」と基本的視点を示し、「本市の現行条例の目的である“個人の基本的人権の擁護を図ると共に、市政に対する信頼の確保に資する”ことも大変重要であると考えております」「今後も個人情報保護の施策を後退させることがないよう、自主性を持って法を運用し、必要に応じて本市の審査会への諮問や委員会への動向の確認を行いながら、適切な個人情報保護制度の運用に努めてまいります」とこれまでの条例の基本姿勢を実現しようという立場を明らかにしました。

ただその具体的条例案策定のなかでは、

「改正法の施行条例」といった地方自治を否定した条例の名称をガイドラインにしたがって採用しよ



うとしています。

又、「要配慮個人情報の取得等の独自規定について…できないこととされてあります」。オンライン結合の制限も「類型的に審議会に諮問する旨を定めることは許容されないこととなってあります」とガイドラインが示す方向での苦しい回答です。

でも「運用ルールを検討するために審議会に諮問することは許容されることとなっている」ので「オンライン結合による外部提供を行う場合には、…市民生活に大きな影響を与える事案につきましては個別判断により審査会に意見を聞くなど慎重に対応してまいります」と“運用”で努力の方向性を示しています。(もう一步自主的自治体としての姿勢を示してもらいたいです。)

先般開かれた学習会「個人情報保護条例改悪にいかに抗するか!」(7/18)の中での森田弁護士、原田さんの発言でも、審議会への諮問を“運用”で十二分活用していこうとする具体案が出されました。

神奈川県審議会の答申(2022年5/30)でも

「個人情報保護委員会は改正法に定めがない以上条例で制限規定を設けることは許されないとする。本審議会はこうした見解には納得できない。…委員会の対応は遺憾であると考える。「これらの制限規定を条例に規定すべきとも考えられる」としつつも結論として



森田弁護士

「地方公共団体としてこうした法違反と判断される可能性がある対応を行うことが困難であることも想定される。…これらの制限規定はあかず、…法の適切な“運用”により…専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認められるときには審議会へ諮問を行う等引き続き本人の権利利益の保護が十分確保されるよう必要な対応をとることが適当」と。

国のガイドラインは誤っているとしながらも自治体は国に逆らえないだろうから国の言う通りに制限条例は規定せず“運用”で市民の個人情報を守ろうという非常に苦しい答申です。果たしてこれでいいのだろうか?

最後に兼子仁さんの『新地方自治法』、福嶋浩彦さんの『市民自治』から自治について示唆する箇所を記載します。

兼子さん(p199~201)

「自治事務についての国の関与は行政指導に過ぎず自治体を法的に拘束しないはずであり」「そもそも自治事務の自治執行には原則的に法解釈権が含まれ関係法律の解釈も所管省庁のそれを参考にしつつ自治体として住民と地域に責任の持てる法解釈を選んでいく立場にあるといわなくてはならない」

福嶋さん(p138~145)

介護度認定における我孫子市の独自指針について「我孫子市の主張が通りました。厚労省は我孫子市の独自指針を認める通知を出しました」「介護保険は自治事務で…もちろん介護保険法に基づかなければなりませんが、法解釈は一義的には自治体の権限ですし、法令に定めのないことについてはむしろ自治体の腕の見せどころのはずです」

「自治体は自分たちのことは自分たちの責任で決めていくという自立の精神をしっかりと持つ必要があります。国を見て仕事をするのではなく市民を見て仕事をするのです」

国よりも早く地方自治体が住民の個人情報の保護のためにがんばって作ってきた“条例”を否定してしまう今回の個人情報保護法のガイドライン(技術的助言)の内容は自治の否定以外のなにものもありません。“グローバル企業の個人情報利活用”的に住民の権利が犠牲になつていいはずがありません。